

1 破産とは

破産（自己破産）とは，ある人がクレジットで買物をしたり，消費者金融業者からお金を借りたりして，自分の収入だけでは返すことができないくらいの借金（債務）を作ってしまったときに，その人（債務者）の申立てによって，裁判所が債務の整理を主な目的として進める手続のことを言い，破産法という法律にその手続が定められています。

2 破産の手続はどのように進められるか

破産手続開始の申立てがあると，裁判官が申立書や提出書類を審査したり，その人の話を聞いたりして，自分の財産だけでは債務を返済することができない状態にあるかどうかを判断します。そして，そのような状態にあると認めたときに，破産の手続を始めることを決定します。この決定を「破産手続開始決定」と言います。

裁判所では，破産手続開始決定をすると同時に，弁護士の中から「破産管財人」と呼ばれる人を選び，この破産管財人が，破産者の財産を管理し，お金の換えることができる財産を処分して，そのお金を債権者全員に分配（配当）します。配当が終わると破産手続は終了します。

なお，その財産とは，破産手続開始決定の時点で破産者が所有している財産のことを言い，例えば破産手続開始決定後に働いて得た給料など破産手続開始決定後に取得した財産は含みません。

3 免責

このようにして破産手続が終わっても、債務がまだ残っているときは、その支払義務がなくなっているわけではありません。そこで、残った債務について、その支払義務を法律上、免除する制度が設けられています。この制度を「免責」と言います。

破産手続開始の申立てをした場合には、同時に免責許可の申立てもされたものとみなされることとなります。免責の手続では、裁判所が債権者に意見を述べる機会を与えることになっています。

免責の目的は、誠実な債務者に立ち直る機会を与えることですが、債権者に対して誠実でない行いがあった場合には、免責が認められないことがあります。

そして、免責が認められないような行いがなかった場合には免責を許可するという決定（免責許可決定）が出されます（免責が認められないような行いがあったとしても、裁判官がすべての事情を判断して免責を認めるのが相当だと判断したときは、免責許可決定が出されることもあります。）。この決定は「官報」（国の発行する新聞のようなもの）に掲載されますが、債権者からの不服申立てがなく、官報に掲載された日から2週間が経過したときに免責許可決定が確定し、この時点で、債務者が破産手続開始決定に負担した債務は、税金や養育費、故意又は重大な過失による生命侵害等の不法行為に基づく損害賠償請求権、罰金などの一部の例外を除いて（債権があると分かっているながら債権者一覧表に書かなかった債権も除かれます。）免除されることとなります。

ただし、保証人がいる場合、保証人の支払義務は免除されません。

免責を受けられないような行いとは、次のとおりです。

- (1) 債権者に害を与える目的で、自分の財産を隠したり、債権者に不利益に処分したり、あるいはその価値を減少させた場合
- (2) 現金を得る目的で、クレジットで買い物をして、その品物をすぐに安い

値段で業者に売り払ったり質入れしたりした場合

- (3) 浪費をしたりギャンブルなどにたくさんのお金を使って、借金を増やしたような場合
- (4) 既に借金を返すことができない状態にあるにもかかわらず、そういう状態ではないかのように債権者を信用させて、さらにお金を借りたような場合
- (5) 自分の財産について陳述書や財産目録にうその事実を書いたり（故意に書かなかった場合も同じです。）、うその事実を書いた債権者名簿（債権者一覧表）を提出したり、自分の財産について、裁判所にうそを言ったような場合
- (6) 過去7年以内に免責を受けたことがある場合
- (7) 破産法では破産手続開始決定を受けた人に一定の義務（例えば、裁判所に対する説明義務、重要財産開示義務）を定めていますが、そのような義務に違反した場合

4 同時廃止

1 から 3 で述べた手続が免責も含んだ本来の破産手続ですが、この手続は、債務者に破産管財人がお金に換えて配当できるような財産があることを前提としています。

そのような財産がないことが明らかなきは、破産手続開始決定をすると同時に、破産管財人を選ばないで破産の手続を終わらせるという決定をします。これを破産の「同時廃止」と言います。この場合には、破産管財人が財産をお金に換える手続は行われません。財産には不動産、自動車、家財道具、現金、預貯金、貸金、売掛金、積立金、保険の解約返戻金（生命保険や火災保険などに加入している人が、解約したときに受け取ることができるお金のこと）や仮に現在退職した場合に受け取るであろう退職金などすべてのものを含みます。

破産手続開始決定と同時廃止の決定が出ると破産手続は終わります(ただし、債権者等からの不服申立てがあった場合は異なります。)が、それまで負っていた債務はそのまま残っています。その債務については、3で述べた免責許可決定が確定した時点で、免除されることとなります。

5 同時廃止の場合の手続の流れ

次に、同時廃止の場合の手続等について、免責の手続も含めて、もう少し詳しく説明します。

(1) 破産手続開始・免責の申立ての準備

破産手続開始・免責の申立てをするときは、一般的に次の書類が必要となります。

弁護士を頼まないで申立てをする人は、自分自身で必要な書類をきちんと準備しなければなりません。

そのような人のために、次のうちウからクまでの書類は、裁判所に備え付けていますので、それを利用してきちんと準備してください。アの申立書は、それ以外の申立てに必要なものが全部準備できたときに申立て窓口で記入していただきます。

申立てに必要なものの詳しい説明は、申立て関係書類の用紙と一緒に差し上げる説明書に書いてあります。

手続を円滑に進めるためには、この段階の準備が非常に重要ですので、必要なものをきちんとそろえてください。必要なものがそろわないと手続を進めることができません。

ア 申立書

破産・免責の申立てをするなどということを書いていただくものです。

イ 住民票(同居者全員が記載されているもので、本籍と続柄の記載があるもの)

ウ 陳述書

経歴，返済できない額の債務を負うようになった事情，現在の生活状況，財産と債務の内容を詳しく書いていただくものです。うそを書いたり，必要なことを故意に書かなかったりすると3の(5)で述べたように免責を受けられなくなったりすることがありますので，十分注意して書くことが必要です。

エ 債権者一覧表

支払わなければならないお金について，その額や支払先を全部（税金等を除く。）記入していただくものです。うそのものを提出すると3の(5)で述べたように免責を受けられなくなったりすることがありますので，十分注意して書くことが必要です。控えは必ず手元に残してください。

オ 滞納公租公課一覧表

滞納している税金や社会保険料などの内容を書くものです。

カ 財産目録

財産を全部書いていただくものです。

うそを書いたり，必要なことを故意に書かなかったりすると3の(5)で述べたように，免責を受けられなくなったりすることがありますので，十分注意して書くことが必要です。

キ 債権者用あて名ラベル（原稿）

債権者に通知等を郵送するための住所等を記入していただくものです。

ク 添付書類一覧表

どのような書類を添付したかなどを記入していただくものです。

ケ その他の書類

収入，財産，負債などに関する資料が必要となります。

コ その他

以上のほかに，収入印紙代，切手代，官報掲載料として1万5000円程度のお金が必要です（なお，審理の結果，破産管財人を付けることが必要と判断された場合には，最低でも30万円以上のお金が必要となります。）。

(2) 申立てまで

申立てに必要な書類など（5の(1)のとおり）が準備できたら、準備したものと認め印を持って、裁判所の窓口で必要な書類などの確認を受けます。申立てに必要なものが全部準備されていれば、窓口で申立書を記入してもらい、申立てを受け付けします。

なお、書類等が不足している場合には、窓口で説明しますので、それを準備して再度窓口で申立てにおいていただくことが必要です（必要なものがそろわないと手続を進めることができません。）。

係が申立てを受付した後、申立人に対して「受理票」1枚を交付します。申立人は、受理票のコピーをとり、各債権者に送付して破産申立てをしたことを通知します。クレジット商品など業者に返還する必要がある場合には、同時に返還の連絡などを行うこととなります（受理票の控えは必ず手元に1枚残すこと。）。

(3) 破産手続開始決定と同時廃止決定まで

裁判官が書類を審査したり、直接事情を聞いたりして破産手続開始決定等をするかどうか判断します。直接事情を聞く場合には、その日時を郵便で通知しますので、書かれている日時に必ず裁判所においていただきます（直接事情を聞く必要がない場合には、期日が通知されず、次に説明する決定書類だけが送られることもあります。また、事情により、追加の書類が必要となることもあります。）。

破産手続開始決定と同時廃止決定がされたときは、その決定を書いた書類が裁判所から送られ、同時に裁判所では、その決定を官報に掲載して一般に知らせます。

(4) 免責についての決定まで

免責を認めるかどうかを決めるためには、まず債権者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっており、裁判所でその期間（通常1か月）を

定めます。この結果を踏まえて裁判所が免責を認めるかどうかを判断することになりますが、その手続として、通知された日時に裁判所へ必ずおいでいただくことが必要です。その後、免責についての結果を書いた書類（決定書）が裁判所から送られます。

免責許可決定が出ると、裁判所では、その決定を官報に掲載して一般に知らせます。この決定が官報に掲載された日から、債権者からの不服申立てがなく2週間が経過した時点で免責許可決定が確定します（この時点で、法律上の支払義務が免除されます。）。

6 破産手続開始決定にともなう制限

破産は、借りたお金はきちんと返すという社会生活の本来のルールに反する手続なので、破産法には破産手続開始決定によって受ける制限がいくつか定められています。選挙権や被選挙権を失ったり、破産手続開始決定を受けたという事実が戸籍に載ったり、自分の親族が影響を受けたりすることはありませんが、一定の公職や資格を要する仕事に就けなかったり、会社の役員になれないなどという制限があります。

また、破産管財人の就いた手続の場合は、裁判所の許可なく住所を離れることができなくなったり、破産管財人の手を経てからでなければ自分あての郵便を受け取れなくなるなどの制限がありますが、同時廃止の手続の場合は、このような制限はありません。ただし、前に述べたように、破産の申立てから免責許可決定の確定までは相当の期間を要しますので、その間に住所や本籍を変えるようなことがあれば、直ちに裁判所に必ず届け出てください。

法律上定められている制限については、免責許可決定が確定するか、免責を受けられなかった場合でも、破産手続開始決定を受けてから10年が経過した時点で消滅します（これを「復権」と言います）。

このような法律上の制限のほか，破産手続開始決定を受けたことは官報に掲載されますし，破産手続開始決定を受けたということで社会的に信用をなくしたり，金融機関の信用情報に記録が残ってしまうということも考えられます。

破産にともなうこのような制限も考えた上で，申立てをするかどうか決めてください。

破産という制度は，返すことのできない債務を整理するための最後の手続です。ので，早い機会に簡易裁判所の民事調停制度を利用するなど，破産になる前に立ち直る方法を考えてみるのが賢明でしょう（裁判所では，民事調停についても手続上の相談を受け付けています。）。

盛岡地方裁判所第2民事部における破産手続等の流れ(概要)

